

経済産業省

官 印 省 略
201806●●電委第●号
平成30年6月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

ガス事業法第189条第3項等の規定に基づく監査等の報告

ガス事業法(昭和29年法律第51号)第189条第2項により委任された同法第170条及び電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成29年政令第40号。以下「整備政令」という。)第38条第1項により委任された電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号。以下「改正法」という。)附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第5条の規定による改正前のガス事業法第45条の2に規定する監査、監査のために実施したガス事業法第171条第1項及び改正法附則第33条第1項に規定する報告の徴収、並びにガス事業法第172条第1項及び改正法附則第34条第1項に規定する立入検査の結果について、ガス事業法第189条第3項、整備政令第38条第2項及び改正法附則第41条第3項の規定に基づき、別添のとおり報告します。

平成29年度ガス事業監査の要旨について

電力・ガス取引監視等委員会

ガス事業法第170条及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(以下「改正法」という。)附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前のガス事業法(以下「旧ガス事業法」という。)第45条の2の規定に基づき、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者(以下「一般ガス導管事業者等」という。)(224社)に対して実施した平成29年度の監査結果の要旨を報告する。

1. 監査の目的

監査は、事業の公益性に鑑み、ガス事業法及び改正法並びにこれらの法に関連する政令及び経済産業省令等(以下「法令等」という。)の規定に照らして事業の運営を適正ならしめるため、業務及び経理の状況を適確に把握し、もってガスの使用者の利益を保護するとともに、事業の健全な発達を図ることを目的とする。

なお、平成29年度監査においては、ガス事業において、平成29年4月からのガスの小売全面自由化に伴い、託送供給に伴う禁止行為を重点監査項目として実施し、「適正なガス取引についての指針」(平成29年2月6日改正 公正取引委員会・経済産業省)に規定する公正かつ有効な競争の観点から「問題となる行為」が行われていないか確認した。

2. 監査対象期間及び監査実施期間

今回の監査は、原則として平成28事業年度の一般ガス導管事業者等の業務及び経理の状況を対象に、平成29年度中に実施したものの。

3. 監査実施者及び実施の方法

監査は、電力・ガス取引監視等委員会(以下「委員会」という。)事務局の職員の中から事務局長が指定する者又は経済産業局に置かれる電力・ガス取引監視室の中から経済産業局長が指定する者(以下「監査実施者」という。)が実施した。

◆一般ガス導管事業者等

ガス事業法第171条第1項及び改正法附則第33条第1項の規定により、一般ガス導管事業者等に報告徴収による調書の提出を求め、ガス事業法第172条第1項及び改正法附則第34条第1項の規定に基づき、一般ガス導管事業者等の事務所及び営業所等における監査及び書面による監査を実施した。

4. 監査の内容

◆一般ガス導管事業者等に対する監査

①約款の運用等に関する監査

一般ガス導管事業者が行う託送供給約款（承認一般ガス導管事業者が料金その他の供給条件を届け出ている場合には、当該供給条件）及び最終保障供給約款の運用、特定ガス導管事業者が行う託送供給約款（承認特定ガス導管事業者が料金その他の供給条件を届け出ている場合には、当該供給条件）の運用並びに旧一般ガスみなしガス小売事業者（改正法附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者をいう。以下同じ。）が行う指定旧供給区域等小売供給約款の運用に関する事項

②財務諸表に関する監査

ガス事業会計規則（昭和29年通商産業省令第15号）で定めるところに従って一般ガス導管事業者等が行う会計の整理に関する事項

③部門別収支に関する監査

みなしガス小売事業者部門別収支計算規則（平成29年経済産業省令第21号）で定めるところに従って旧一般ガスみなしガス小売事業者が行う部門別収支の計算に関する事項

④託送供給収支に関する監査

ガス事業託送供給収支計算規則（平成29年経済産業省令第23号）で定めるところに従って一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者が行う託送供給収支の計算に関する事項

⑤託送供給等に伴う禁止行為に関する監査

ガス事業法第54条及び第80条の規定に基づく情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止に関する事項

5. 監査の結果の取扱いの状況

◆一般ガス導管事業者等

(1) 総論

平成29年度において実施した監査の結果については、監査実施者から126件の指摘事項の報告があり、委員会で内容を確認した結果、ガス事業法第178条第1項及び改正法附則第37条第1項の規定に基づく一般ガス導管事業者等に対する勧告並びにガス事業法第179条第1項及び改正法附則第38条第1項の規定に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、今後の事業実施に対する事業者の自主的改善を促す観点から、60事業者に所要の指導を行った。

(2) 監査の実施状況

【一般ガス導管事業者等】

監査実施部局	本省	北海道	東北	関東	中部	北陸
被監査事業者数	10	9	36	92	9	4
現地立入監査実施箇所数	10	11	18	32	11	4
書面監査実施数	-	-	18	61	-	-
監査実施部局	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
被監査事業者数	20	14	2	31	1	224
現地立入監査実施箇所数	20	19	3	24	1	153
書面監査実施数	1	-	-	7	-	87

※ 被監査事業者数は、同一事業者に対し、本省及び経済局の両者が監査を実施したケース等があるため、現地立入監査実施箇所数とは一致せず、合計は224になる。

(3) 指摘事項の状況

監査の内容ごとの指摘事項の件数は以下のとおり（詳細は別紙のとおり）。

(単位：件)

		件数
	① 約款の運用等に関する監査	3
	② 財務諸表に関する監査	26
	③ 部門別収支に関する監査	3
	④ 託送供給収支に関する監査	94
	⑤ 託送供給に伴う禁止行為に関する監査	0
合計		126

関 係 条 文

○ガス事業法（昭和29年法律第51号）〔抜粋〕

（禁止行為等）

第54条 一般ガス導管事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）託送供給の業務に関して知り得た他のガスを供給する事業を営む者（次号及び第80条第1項において「ガス供給事業者」という。）及びガスの使用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
- （2）その託送供給の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務について、特定のガス供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

2 経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、一般ガス導管事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（禁止行為等）

第80条 特定ガス導管事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）託送供給の業務に関して知り得た他のガス供給事業者及びガスの使用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
- （2）その託送供給の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務について、特定のガス供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

2 経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、特定ガス導管事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（監査）

第170条 経済産業大臣は、毎年、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者の事業の監査をしなければならない。

（報告の徴収）

第171条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者若しくはガス製造事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

（略）

（立入検査）

第172条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、ガス事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者の営業所、事務所そ

の他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(略)

(勧告)

第178条 委員会は、第189条第1項又は第2項の規定により委任された第170条、第171条第1項又は第172条第1項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、ガス事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

(略)

第179条 委員会は、第189条第1項又は第2項の規定により委任された第170条、第171条第1項又は第172条第1項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

(略)

(権限の委任)

第189条

(略)

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、第170条の規定による権限、ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者に対する第171条第1項の規定による権限（前項の政令で定める規定並びにガス工作物及び消費機器に係る規定として政令で定める規定に関するものを除く。）並びにガス事業者に対する第172条第1項の規定による権限（前項の政令で定める規定並びにガス工作物及び消費機器に係る規定として政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

(略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第1項又は第2項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

(略)

○電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）〔抜粋〕

（旧一般ガスみなしガス小売事業者の供給義務等）

附則第22条 みなしガス小売事業者（附則第12条第1項第1号及び第2号に掲げる者に限る。以下「旧一般ガスみなしガス小売事業者」という。）は、当分の間、正当な理由がなければ、当該旧一般ガスみなしガス小売事業者に係る第5号旧ガス事業法第6条第2項第3号の供給区域又は供給地点であって、ガス小売事業者（第5号新ガス事業法第2条第3項に規定するガス小売事業者をいう。附則第28条第1項において同じ。）間の適正な競争関係が

確保されていないことその他の事由により、当該供給区域内又は供給地点のガスの使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定するもの（以下「指定旧供給区域等」という。）における一般の需要であって次に掲げるもの以外のもの（次条第2項において「指定旧供給区域等需要」という。）に応ずるガスの供給を保障するためのガスの供給（以下「指定旧供給区域等小売供給」という。）を拒んではならない。

（略）

- 4 旧一般ガスみなしガス小売事業者については、第5号旧ガス事業法第7条、第10条、第11条、第13条から第15条まで、第17条第3項から第10項まで、第18条から第20条まで、第26条、第26条の2、第45条の2、第47条の6、第48条、第49条、第50条及び第52条の2第4項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、旧一般ガスみなしガス小売事業者が第1項の義務を負う間、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（略）

（みなしガス小売事業者に対する報告の徴収）

附則第33条 経済産業大臣は、附則第22条から第25条までの規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、旧一般ガスみなしガス小売事業者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

（略）

（みなしガス小売事業者に対する立入検査）

附則第34条 経済産業大臣は、附則第22条から第25条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、旧一般ガスみなしガス小売事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

（略）

附則第37条 委員会は、附則第41条第1項又は第2項の規定により委任された附則第33条又は第34条第1項若しくは第2項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、みなしガス小売事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

（略）

附則第38条 委員会は、附則第41条第1項又は第2項の規定により委任された附則第33条又は第34条第1項若しくは第2項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

（略）

附則第41条

(略)

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、附則第33条並びに第34条第1項及び第2項の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかにその結果について経済産業大臣に報告するものとする。

(略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第1項又は第2項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

(略)

○電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成29年政令第40号）[抜粋]

(権限の委任)

第38条 経済産業大臣は、改正法附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第5条の規定による改正前のガス事業法第45条の2の規定による権限を電力・ガス取引監視等委員会（以下この条において「委員会」という。）に委任する。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

3 第1項の規定により委員会に委任された権限は、指定旧供給区域等（改正法附則第22条第1項に規定する指定旧供給区域等をいう。）を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

(略)

○改正前のガス事業法（昭和29年法律第51号）[抜粋]

(監査)

第45条の2 経済産業大臣は、毎年、一般ガス事業者及びガス導管事業者の事業の監査をしなければならない。

平成29年度ガス事業監査結果(本省及び経済産業局)

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
1	約款の運用	託送供給検討申込に対する適用約款誤り	平成28年度中に依頼のあった平成29年度分の託送供給検討申込について、現行の託送供給約款ではなく、平成29年4月1日から適用開始の託送供給約款に基づく検討申込となっていた。	平成28年度中に申し込まれた託送供給の検討を、平成29年4月から実施の新約款に基づいて行うため、平成29年4月実施の新約款を届け出る際に、旧約款(平成28年度中に適用される約款)に附則等で「平成28年度中に平成29年度の託送供給検討申込があった場合は、平成29年4月実施の約款に基づく検討申込及び検討料とする。」旨の規定を追記して届け出るべきであったと考えられる。	託送供給約款
2	同上	契約最大流量超過補償料の徴収漏れ	契約最大流量を超えた場合、託送供給約款の規定に基づき、契約最大流量超過補償料を申し受けることになっているが、平成28年4月から9月の6カ月分について徴収を失念し、その後請求を断念したことから徴収漏れとなった。	託送供給約款の認識や解釈に対する周知徹底に努め、当該規定に基づき、今後は適正に補償料を徴収すべきである。	託送供給約款
3	同上	契約最大流量超過補償料の算定時における実績最大流量の確認漏れ	託送供給約款において、算定期間(原則として毎月1日の0時から月末日の24時までの1か月)における1時間あたりの実績最大流量が契約最大受入(払出)ガス量を超えた場合には、契約最大流量超過補償料を算定し、申し受けることになっているが、実績最大流量の確認を行っていなかった。	託送供給約款に基づき、算定期間(原則として毎月1日の0時から月末日の24時までの1か月)における1時間あたりの実績最大流量が契約最大受入(払出)ガス量を超えた場合には、契約最大流量超過補償料を算定すべきである。	ガス事業法第48条第1項、託送供給約款
4	財務諸表	長期滞留建設仮勘定の処理もれ	共同熱調ステーション建設工事が採算面により中止となったにもかかわらず、建設仮勘定に工事費が計上されていた。	建設工事が途中で中止となった場合には、使用見込みのない建設仮勘定を遅滞なく適当な勘定科目(費用または損失)に振り替えるべきである。	ガス事業法第59条第1項、ガス事業会計規則第5条
5	同上	同上	幹線導管の建設工事(3件)について、平成13年以降一部工事完了後の供給開始時期が決まっておらず、工事費が長期にわたり建設仮勘定のままとされていた。	建設工事が途中で中止となった場合には、使用見込みのない建設仮勘定を遅滞なく適当な勘定科目(費用または損失)に振り替えるべきである。	ガス事業法第59条第1項、ガス事業会計規則第5条
6,7	同上	建設仮勘定の会計整理誤り	工事期間が1か月以上の建設工事価額を建設仮勘定に会計整理していなかった(2事業者)。	省令に規定された建設工事期間が1月以上の工事は建設仮勘定をもって整理するべきである。	ガス事業会計規則第5条第1項、第2項
8~11	同上	ガス事業に供しない資産の整理誤り	ガス事業に供しない土地または構築物及び機械装置を業務設備または製造設備として整理していた。また、土地の固定資産税を営業費用に計上していた(4事業者)。	ガス事業に供しない土地は、ガス事業以外の資産として整理するべきである。	ガス事業会計規則別表第1勘定科目表の資産の部及び費用の部
12	同上	業務設備と整理すべき資産の計上区分誤り	ガス事業会計規則別表第1で規定している供給設備以外の資産を供給設備として計上していた。	クッキングスタジオ関連及びショールーム関連設備は全て業務設備とするべきである。	ガス事業会計規則別表第1勘定科目表の資産の部
13~16	同上	使用開始時を起点とした減価償却費の計上漏れ	年度内に取得した有形固定資産(導管等)の期末帳簿価額を算定する際に、取得価額に含まれる労務費等に相当する価額の減価償却費を、使用開始時を起点として計上していない(4事業者)。	省令に規定された使用開始時に遅滞なく取得費用を精算し、有形固定資産勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第5条第1項
17	同上	起工式会場設営費の会計整理誤り	倉庫棟の建設に係る工事請負総額を建設仮勘定(建物)に整理すべきところ、その一部である起工式会場設営費については、雑費として費用計上していた。	起工式会場設営費についても、倉庫棟の建設に要する費用の一部であり、建設仮勘定(建物)として整理するべきである。	ガス事業会計規則第5条第1項
18	同上	未収利息の過大計上	高度化融資の設備リース事業の実施にあたり、その1割を保証金として預け、工事完了後、当該保証金を組合の賦課金として相殺した際に、契約条件である千円未満端数切捨処理をせず、端数を未収利息に過大計上していた。	未収利息の過大計上分について、損金計上処理を行う必要がある。	ガス事業法第59条第1項、ガス事業会計規則第13条
19, 20	同上	業務委託契約書に基づかない費用計上	供給販売費のうち、委託作業費について、受託事業者への支払額のうち委託契約に基づかない費用を計上していた(2事業者)。	適正な取引による費用を計上すべき観点から、業務委託契約書を見直すべきである。	各事業者の社内規程
21	同上	ガス事業に附随する収益(器具販売収益等)の計上区分誤り	営業雑収益に計上すべき一般ガス事業用の器具取付料等調定、器具修理料等調定及びガス小配管工事料調定を営業外収益に計上していた。	一般ガス事業用の器具取付料等調定、器具修理料等調定及びガス小配管工事料調定にかかる収益を営業雑収益に計上すべきである。	ガス事業会計規則別表第1勘定科目表の収益の部
22	同上	受注工事値引額の請求漏れ	受注工事において工事金額が工事代金を上回った場合、差額を請求せずに、需要開発費に計上していた。	適正な取引による費用を計上すべき観点から、受注工事の差額は当該需要家へ請求すべきである。	ガス事業会計規則別表第1勘定科目表の費用の部
23	同上	受託研修費用の計上区分誤り	技術センターに係る一般社団法人日本ガス協会から受託した研修に要する費用を一般管理費に計上している。	日本ガス協会から受託した研修に要する費用は、ガス事業以外の費用と整理するべきである。	ガス事業会計規則別表第1勘定科目表の費用の部
24	同上	営業費明細表の一部費用区分誤り	財務計算に関する諸表の内、「営業費明細表」の供給販売費及び一般管理費の租税課金、減価償却費及び合計欄で数値を誤記載していた。	財務計算に関する諸表の作成においては、規則に基づき、正確な数値を記載すべきである。	ガス事業会計規則第2条
25	同上	有価証券利息、受取配当金及び雑収入額の誤記載	財務計算に関する諸表の内、「損益計算書」の有価証券利息、受取配当金及び雑収入の数値を誤記載していた。	財務計算に関する諸表の作成においては、規則に基づき、正確な数値を記載すべきである。	ガス事業会計規則第2条
26	同上	営業外収益の計上科目誤り	損益計算書において、「営業外収益」の「事務請負手数料」、「貸倒引当金戻入」、「雑収入」に整理すべき取引が含まれる帳簿上の勘定科目である「その他雑収入」に整理された収益を全て「事務請負手数料」に計上してしまったため、貸倒引当金の戻入と雑収入に係る収益が誤って「事務請負手数料」に計上されていた。	勘定科目への営業外収益の整理については適切な勘定科目に整理するべきである。	ガス事業法第26条第1項

平成29年度ガス事業監査結果(本省及び経済産業局)

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
27	財務諸表	附帯事業の貸倒引当金戻入の計上科目誤り	前年度に計上した貸倒引当金の戻入について、「附帯事業収益」に整理すべき貸倒引当金戻入分をガス事業の貸倒引当金戻入分と同様に、帳簿上の勘定科目である「その他雑収入」に整理し、損益計算書上において「営業外収益」の「事務請負手数料」に誤って計上されていた。	省令に規定されたとおり附帯事業に属する収益は附帯事業に整理すべきである。	ガス事業会計規則第12条
28	同上	特定業者との長期継続契約	特定業者との間で長期間継続しているガス漏れ警報器のリース取付契約について、契約単価の根拠が示されない費用が計上されていた。	適正な取引による費用を計上すべき観点から、2社以上から相見積をとり、リース契約の適正単価を確認すべきである。	社内規程
29	同上	工事発注方法に関する社内規程の不遵守	本管修理工事時に導管に貼付する文字シートの作成費用について契約発注がされず、口頭発注がされていた。	事業者の社内規程に基づき、原則として、工事発注案件については工事業者との契約の締結、及び注文書の取り交わしが必要である。	社内規程
30	部門別収支	受注工事費用及び受注工事収益の配賦誤り	部門別収支の算定において、受注工事費用及び受注工事収益の金額は「その他事業」として配賦すべきところ、誤って「ガス事業」として配賦していた。	部門別収支計算書を作成するための第1段階(ステップ1)として、推移展開表の中でガス事業関連費用と収益を「ガス事業」、「その他事業」、「共通分」にそれぞれ整理する際、受注工事費用及び受注工事収益の金額は「その他事業」として配賦し、適正に計算を行うべきである。	ガス事業部門別収支計算規則別表第1 1
31	同上	対象需要家延調定件数比の認識誤り	部門別収支の算定において、大口需要部門、小口需要部門及びその他部門に配賦する際に使用する対象需要家延調定件数比について、業務用対象需要家の調定件数の比とすべきところ、家庭用対象需要家も含めた全需要家の調定件数の比と誤認していた。	大口需要部門、小口需要部門及びその他部門に配賦する際に使用する対象需要家延調定件数比は、業務用対象需要家の調定件数の比とすべきである。	ガス事業部門別収支計算規則別表第1 2. (2)
32	同上	特別損失の算定誤り	特別損失を算定する際、本来、一般ガス事業からは除外すべき製品自主回収関連損失を除外せず、部門別に配賦していた。	特別損失の算定においては、一般ガス事業とは直接関係ない費用は除外した上で、発生の主たる要因に応じて部門別に配賦すべきである。	ガス事業部門別収支計算規則別表第1 2. (2)
33～55	託送供給収支	託送収支計算書上の託送収益の算定誤り	自社規制需要家からの託送収益の根拠とすべき託送供給関連原価単価を誤って算定していた(5事業者)。	ガス事業託送収支計算規則に基づき、託送収益の根拠となる託送供給関連原価(単価)を適正に計算すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1
	同上	託送収支計算書上の託送収益の算定誤り	託送収支計算書上、自社大口需要家からの託送収益の算定の根拠とすべき託送供給関連原価(単価)が、ガス事業託送収支計算規則に基づき適正に計算されていなかった(5事業者)。	ガス事業託送収支計算規則に基づき、託送供給関連原価(単価)を適正に計算すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1
	同上	託送収支計算書上の供給販売費の配賦係数誤り	託送収支計算書上、供給販売費を機能別原価へ配賦する際の根拠となる固定資産金額(期首帳簿価額)比等の係数を誤っていた(23事業者)。	ガス事業託送収支計算規則に基づき、供給販売費を機能別原価に配賦する際の根拠となる固定資産帳簿価額比を適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1
	同上	託送収支計算書上の一般管理費の配賦係数誤り	託送収支計算書上、一般管理費を機能別原価項目へ配賦する際の配賦の根拠とすべき係数(社員数、固定資産金額等)を誤っていた(21事業者)。	ガス事業託送収支計算規則に基づき、一般管理費を機能別原価項目へ配賦する際の配賦の根拠となる係数を適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1
	同上	託送収支計算書上の製造費及び供給販売費の配賦係数誤り	託送収支計算書上、製造費及び供給販売費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる社員数等を誤っていた(16事業者)。	ガス事業託送収支計算規則に基づき、製造費及び供給販売費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる社員数等の係数を適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1
	同上	託送収支計算書上の運転資本の算定誤り	託送収支計算書上、運転資本の算定において、供給販売費の控除項目の算定方法を誤っていた(3事業者)。	ガス事業託送収支計算規則に基づき、運転資本の算定において、供給販売費の控除項目を適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 託送資産の算定方法
	同上	託送収支計算書上の営業外収益・費用及び特別利益・損失の機能別原価等への配賦誤り	営業外収益・費用及び特別利益・損失から託送収益・費用を機能別原価等へ配賦する際に、誤って算定していた(12事業者)。	ガス事業託送収支計算規則に基づき、営業外収益・費用及び特別利益・損失から託送収益・費用を機能別原価等へ適正に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1
	同上	託送収支計算書上の託送費用関連原価の算定誤り	託送費用関連原価へLNG気化原価を含めて算定していた。	ガス事業託送収支計算規則に基づき、託送費用関連原価を適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1
	同上	託送収支計算書上の事業税の算定誤り	事業税の算定において、計算規則によらない方法により算定していた(2事業者)。	ガス事業託送収支計算規則に基づき、事業税を算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1
	同上	託送資産の運転資本算定誤り	託送資産の運転資本算定において、控除項目の算定方法を誤っていた(10事業者)。	ガス事業託送収支計算規則に基づき、託送資産の運転資本を適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 託送資産の算定方法
	同上	託送費用関連項目以外の圧送・ホルダー費用の算定方法(事業者の定める算定方法)の公表漏れ	ガス事業託送収支計算規則 別表第1-2-(2)-②に規定する託送費用関連項目以外の圧送・ホルダー費用の算定方法について、ガス事業託送収支計算規則第6条の規定に基づく事業者の定める算定方法の公表を怠っていた(2事業者)。	ガス事業託送収支計算規則第6条に基づき、託送費用関連項目以外の費用の算定方法について、事業者の定める算定方法に公表すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第6条、別表第1
	同上	託送供給収益算定時の関連原価の算定誤り	託送供給収益に相当する額として算定する際に、労務費等の託送供給関連原価(単価)へ算入すべき原価を除外し、誤って収益を算定していた。	ガス事業託送収支計算規則に基づき、託送供給収益算定時の関連原価を適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1
	同上	託送供給費用算定時の仕入原価の算定誤り	託送供給費用に相当する額として算定する際に、仕入原価(従量原価)を託送供給関連費用に含めて、誤って算定していた。	ガス事業託送収支計算規則に基づき、託送供給費用を適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1
	同上	託送資産の算定時における配賦誤り	託送資産の算定において、対象事業年度の基準による配賦を行っていなかった。	ガス事業託送収支計算規則に基づき、対象事業年度の配賦方法及び係数を用いて、適正な託送資産を算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 託送資産の算定方法
同上	内部留保相当額管理表上の経営効率化額の計上誤り	内部留保相当額管理表の経営効率化額の記載について、ガス事業会計規則によらない方法により計上していた。	ガス事業託送収支計算規則に基づき、内部留保相当額管理表上の経営効率化額を適正に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 4.	
同上	託送収益算定時に用いた部門別原価の算定誤り	託送収益の算定において、直近の料金改定時の部門別原価によらない原価(単価)により算定していた(4事業者)。	ガス事業託送収支計算規則に基づき、適正な託送収益を算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1	
同上	事業者が定める算定方法一覧表の記載誤り	ガス事業託送収支計算規則 様式第4(事業者の定める算定方法一覧表)に整理された内容において、記載すべき項目、算定方法及び理由の記載が誤っていた。	ガス事業託送収支計算規則に基づき、事業者の定める算定方法一覧表に正しい内容を記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第6条	

平成29年度ガス事業監査結果(本省及び経済産業局)

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
56	託送供給収支	託送収支計算書等の作成における料金改定の反映漏れ	託送収支計算書の「自社大口需要家からの託送収益」及び「自社規制需要家からの託送収益」を算定する際、改定前後のそれぞれの需要に料金表又は原価単価を適用して計算していなかった。	託送収支計算書の託送収益を算定する際には、料金改定前後の需要及び料金表または原価(単価)を反映すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1.(2)(3)
57	同上	同上	超過利潤計算書の「託送供給関連部門事業報酬額」を算定する際、改定前後の託送供給関連部門事業報酬額を日数按分して計算していなかった。	超過利潤計算書の「託送供給関連部門事業報酬額」を算定する際には、改定前後の託送供給関連部門事業報酬額を日数按分すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1.(1)
58	同上	同上	超過利潤計算書の「想定原価と実績費用との乖離額」を算定する際、託送供給関連部門総原価及び託送供給関連部門事業報酬額を日数按分して計算していなかった。	超過利潤計算書の「想定原価と実績費用との乖離額」を算定する際には、託送供給関連部門総原価及び託送供給関連部門事業報酬額を日数按分すべきである。	ガス事業託送収支計算規則別表第3 1.(5)
59	同上	同上	超過利潤累積額管理表の「当期超過利潤累積額」を算定する際、料金改定後の当期超過利潤額に補正し、累積額を計算していなかった。	超過利潤累積額管理表の「当期超過利潤累積額」を算定する際、料金改定後の当期超過利潤額に補正して累積額を計算すべきである。	ガス事業託送収支計算規則別表第3 2.(2)
60	同上	製品売上、営業雑収益及び附帯事業収益の金額の記載誤り	資金運用に係る営業外収益の算定において、料金収入比(製品売上、営業雑収益及び附帯事業収益の合計額に占める託送収益として整理した額の合計額の割合)により整理すべきところ、その算定に用いる製品売上、営業雑収益及び附帯事業収益の金額が前年度の金額のままになっていた。	資金運用に係る営業外収益は、料金収入比(製品売上、営業雑収益及び附帯事業収益の合計額に占める託送収益として整理した額の合計額の割合)により整理すべきなので、その算定に用いる製品売上、営業雑収益及び附帯事業収益の金額を当該年度の金額に修正した上で、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(1)
61	同上	附帯事業収入の計上区分誤り	附帯事業(プロパン事業)に係る自社設備の残存簿価相当額を、保証金収入としてスイッチング後のガス事業者より回収したが、「その他」に計上すべきところ、「雑収入」に計上していた。	当該附帯事業収入を雑収入からその他に振り替えるべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3(2)
62	同上	「その他託送供給関連収益」のうち、補償料収入(自社分)の計上漏れ	託送収支計算書の「その他託送供給関連収益」のうち補償料収入について、自社分の補償料収入としてバーチャル計上すべき実績があるにもかかわらず収益計上されていなかった。これにより、「補償料収入」が過少に計上されていた。	イコールフットの観点から、自社小売部門から受け取る自社需要家に係る取引額をバーチャル計算して適正に収益計上すべきである。なお、超過利潤計算が求められることとなった現行制度開始年度(平成25年度)の託送収支計算書まで遡った修正を要する。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1.(5)(6)
63, 64	同上	「その他託送供給関連収益(附帯サービス料収入)」のうち、託送供給検討料(自社分)の計上漏れ	託送収支計算書の「その他託送供給関連収益」のうち、「附帯サービス料収入(託送供給検討料収入)」について、自社分の託送供給検討料が計上されていなかった。これにより、「附帯サービス料収入(託送供給検討料収入)」が過少に計上されていた(2事業者)。	イコールフットの観点から、自社小売部門から受け取る自社需要家に係る取引額をバーチャル計算して適正に収益計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1.(5)(6)
65~68	同上	自社大口需要家からの託送収益の算定誤り	「自社大口需要家からの託送収益」の算定において、当該事業者の個別の大口需要家に、託送供給料金を適用した場合の託送供給収益に相当する額として算定すべきところ、当該方法により算定していなかった(4事業者)。	「自社大口需要家からの託送収益」は、当該事業者の個別の大口需要家に託送供給料金を適用した場合の託送供給収益に相当する額として算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1.(2)
69, 70	同上	自社卸先事業者からの託送収益の算定漏れ	「自社卸先事業者からの託送収益」の算定において、卸先事業者に託送供給料金を適用した場合の託送供給収益が適正に算定されていなかった(2事業者)。	「自社卸先事業者からの託送収益」を省令に規定する方法にもとづき適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1.(3)
71	同上	自社規制需要家からの託送収益の算定誤り	「自社規制需要家からの託送収益」の算定において、当該事業者の規制需要販売量に小口部門託送供給関連原価単価を乗じて算定するが、その際、当該小口部門託送供給関連原価単価は直近の料金改定時の値を使用すべきところ、誤って前々回の料金改定時の値の一部を使用して算定していた。	「自社規制需要家からの託送収益」は、当該事業者の規制需要販売量に小口部門託送供給関連原価単価を乗じて算定するが、その際、当該小口部門託送供給関連原価単価は省令別表第1の1.(注2)に規定されている直近の料金改定時の値を使用すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1.(4)
72	同上	託送需要の存在しない事業者の託送収支計算書の託送収益の算定誤り	ガス事業託送収支計算規則に基づき適正に整理されていない。(算定の根拠とすべき規制需要販売量に「加熱用・その他」分を含めて誤って算定していた。)	省令に規定された算定方法にもとづき適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第4
73	同上	供給販売費の機能別配賦係数の計算誤り	供給販売費を機能別に配賦する際、事業者ルールの届出なく、一部の費目について、ガス事業託送供給収支計算規則とは異なる配賦基準で配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に規定された配賦基準と異なる合理的な方法により供給販売費を機能別に配賦する際は、事業者ルールの届出が必要である。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.(2)①
74	同上	託送収支計算書の費用の計上漏れ及び配賦係数の誤り	託送収支計算書において、製造費及び供給販売費の機能別原価の算定過程で、配賦基準及び直接配賦すべき費用の不算入により、「租税課金」「消耗品費」「その他経費」に誤りがあった。また、機能別原価が誤っていたことにより、機能別原価金額比により配賦した一般管理費及び営業外収益・営業外費用の金額に誤りがあった。さらに、託送収支計算書の営業外収益「その他」の金額にも誤りがあった。	省令に規定されたとおり、製造費及び供給販売費について直接配賦出来る費用は直接配賦し、それ以外の費用は適切な配賦基準により配賦して整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.3.
75	同上	製造費の機能別配賦係数(人員比)の集計誤り	熱調設備を有しており熱調機能に関連する資産・費用が発生しているにも関わらず、製造費を従量/LNG受入/LNG貯蔵/LNG圧送/LNG気化/LNG熱調/その他工場に機能別配賦する際に、「LNG熱調」へ費用が配賦されておらず、適切な配賦係数(人員比)での計算が行われていなかった。	製造費を機能別配賦する際の配賦係数(人員比)は、「LNG熱調」機能の人員数も加味したうえで、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.(2)①
76	同上	需要開発費(供給販売費)の機能別配賦誤り	需要開発費に計上されている金額のうち、器具販売収益に寄与するための費用分を器具販売費用勘定(託送機能外)に振り替えるためにマイナス計上された金額の一部が託送機能に整理されていた。	託送機能外に特定される金額は、全額託送機能外へ整理し、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.(2)①
77	同上	減価償却費(供給費)の機能別配賦係数(人員比)の集計誤り	減価償却費(供給費)を機能別配賦する際に使用する配賦係数(人員比)について、当該配賦係数の元データとなる諸元が託送収支算定中に修正されたにもかかわらず、当該修正を配賦係数値に反映させることを失念したため、適切な配賦係数での計算が行われていなかった。	減価償却費(供給費)を機能別配賦する際の配賦係数(人員比)の集計誤りを見直したうえで、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.(2)①
78	同上	一般管理費の機能別配賦係数(固定資産帳簿価額比)の集計誤り	当年度(平成28年度)に新規取得した供給設備に含まれる土地分が配賦係数に加味されておらず、適切な配賦係数での計算が行われていなかった。	当年度(平成28年度)に新規取得した供給設備に含まれる土地分を配賦係数に加味し、適正な計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.(2)②

平成29年度ガス事業監査結果(本省及び経済産業局)

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
79～83	託送供給収支	一般管理費の算定誤り	託送収支計算書の託送費用の算定において、一般管理費については事業税を除いて省令に規定する方法によって整理すべきところ、事業税を含めて算定していた(5事業者)。	託送収支計算書の託送費用の算定において、一般管理費は事業税を除いて省令に規定する方法によって整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)
84	同上	一般管理費の金額の記載誤り	一般管理費の託送費用としての整理において、客観的かつ合理的な基準を設定できないものは機能別原価項目の金額比によって配賦すべきところ、配賦すべき一般管理費の金額が前年度の金額のままとなっていた。	一般管理費の託送費用としての整理において、客観的かつ合理的な基準を設定できないものは機能別原価項目の金額比により配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)②
85	同上	一般管理費の計上漏れ	託送収支計算書の作成にあたり一般管理費を構成する業務内容に応じた各項目を算出する過程で、託送関連費用配賦項目のひとつであるLNG圧送費用が算式から漏れていたため、一般管理費の項目(人事関連、土地建物関連、一般管理)に金額の誤りがあった。	省令に規定されたとおり機能別原価項目であるLNG圧送費用に配賦した費用は託送費用として適正に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)②
86	同上	託送需要の存在しない事業者の託送収支計算書の託送費用の算定誤り	ガス事業託送収支計算規則に基づき適正に整理されていない。(託送費用の算定において根拠とすべきガス事業に係る費用を誤って算定していた。)	省令に規定された算定方法にもとづき適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第4
87	同上	同上	ガス事業託送収支計算規則に基づき適正に整理されていない。(根拠とすべきガス売上高を誤って算定していた。)	同上	ガス事業託送供給収支計算規則別表第4
88	同上	託送収支計算書の営業外収益(資金運用)の計上漏れ及び配賦係数の算出誤り	託送収支計算書における営業外収益(資金運用)の算定において、託送供給関連部門に整理・配賦する前の営業外収益の計上にもれがあり、また、託送供給関連部門に配賦する係数の算出方法に誤りがあった。	計上漏れは計上し、省令に規定された料金収入比(製品売上、営業雑収益及び附帯事業収益の合計額に占める託送収益として整理した額の合計額の割合)により営業外収益(資金運用)を適正に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (1)
89	同上	営業外費用(雑支出)の配賦に適用する配賦基準誤り	営業外費用のうち雑支出に整理される金額に対して、事業者ルールの届出なく、省令とは異なる配賦基準(固定資産金額比)で配賦を行っていた。	省令に規定された配賦基準(発生の主たる要因に応じて直接配賦。直接配賦出来ない場合は機能別原価項目の金額比)で配賦し、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (6)
90	同上	営業外項目及び特別項目の配賦誤り	営業外収益・費用及び特別利益・損失のうち機能別直課できなかった金額は、託送供給関連部門に係るものと託送供給関連部門外に係るもので構成されるが、全額託送外収益・費用として整理されていた。	機能別に直課できない損益は、託送機能を含む各機能へ再配賦し、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.
91	同上	営業外費用の整理に適用する機能別配賦係数の計算誤り	営業外費用の整理に適用する機能別配賦係数の計算において、「その他の営業外費用」の直接配賦分の計上を失念していた。	営業外費用の整理に適用する機能別配賦係数の算定においては、規則に基づき、適正に計算すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (7)
92	同上	雑収入、雑支出等及び特別損失の算定誤り	ガス事業に係る雑収入、雑支出等及び特別損失の算定において、発生の主たる要因に応じて直接配賦することができない場合には機能別原価項目の金額比により整理すべきところ、誤って固定資産金額比により整理していた。	ガス事業に係る雑収入、雑支出等及び特別損失は、発生の主たる要因に応じて直接配賦することができない場合には機能別原価項目の金額比により整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (2) (6) (8)
93	同上	営業外収益及び特別利益算定時の料金収入比の計算誤り	資金運用に係る営業外収益及び特別利益の算定において使用する料金収入比の算定について、託送供給収益の実績がなかったために託送収益として整理した金額を0円として誤って料金収入比を算定していた。	資金運用に係る営業外収益及び特別利益の算定において使用する料金収入比は、製品売上、営業雑収益及び附帯事業収益の合計額に占める省令別表第1の1. に定めるところにより託送収益として整理した額の合計額の割合で求めるべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (1) (4)
94	同上	特別損失の配賦誤り	託送収支計算書の特別損失の算定において、「ガスホルダー修繕引当金」等発生の主たる要因に応じて直接配賦できるものを直接配賦できないものとして、機能別原価項目の金額比で整理していた。	託送収支計算書の特別損失の算定において、発生の主たる要因に応じて直接配賦できるものは直接配賦し、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (8)
95	同上	特別損失の算定誤り	特別損失を算定する際、本来、一般ガス事業からは除外すべき製品自主回収関連損失を除外せず、総額を機能別原価項目金額比で機能別に配賦していた。	特別損失の算定においては、一般ガス事業とは直接関係ない費用は除外した上で、発生の主たる要因に応じて直接配賦すべきものは直課し、直課できないものは、機能別原価項目金額比で機能別に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (8)
96、97	同上	事業税の計算誤り	事業税を配賦する際、ガス売上高に対する託送収益の比によって計算していた(2事業者)。	事業税の算定においては、規則に基づき、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって適正に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)
98	同上	同上	事業税を配賦する際、課税標準となる収入の額を誤って計算していた。	同上	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)
99	同上	同上	事業税について、所得を課税標準としている場合には、営業費(租税課金)に計上される事業税額は「0」であるため、託送収支計算書に整理する事業税額も「0」とすべきところ、収入金額を課税標準として試算した金額を事業税として計上していた。	事業税の算定においては、同社の課税基準に基づき適正に算定すべきであり、所得を課税標準としているのであれば、事業税額は「0」とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)
100	同上	事業税及び法人税等の算定誤り	託送収支計算書における事業税の算定において、課税標準となる額に当年のガス売上高を計上せず、前年のガス売上高を計上していた。同様に法人税等の算定において、法定実効税率に前年度の数値を使用して算定していた。	省令に規定された算定方法にもとづき適正に算定を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1, 2 (4)、ガス事業託送供給収支計算規則別表第1, 3(9)
101	同上	法人税補正額の計算誤り	営業外収益(雑収入を除く)等の計上があるにも拘わらず、法人税補正額の算定を失念していた。	規則に基づき、営業外収益(雑収入を除く)等の計上がある場合は、法人税補正額を適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1. (4)
102	同上	超過利潤計算書の「うち想定原価と実績費用の乖離額」の計算誤り	超過利潤計算書の「うち想定原価と実績費用の乖離額」を算定する際、「実績費用」値は大口・小口合計で算定される託送収支計算書の各数値を参照している。一方で、「想定原価」値は直近の料金改定時における小口部門のみの総原価を参照していることから、「想定」と「実績」で数値の範囲が一致していない。	「想定原価」値は、大口部門・小口部門合計で算定される数値を使用し、適正に計算を行うべきである。なお、超過利潤計算が求められることとなった現行制度開始年度(平成25年度)の託送収支計算書まで遡った修正を要する。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1. (5)

平成29年度ガス事業監査結果(本省及び経済産業局)

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
103	託送供給収支	超過利潤計算書の「託送供給関連部門事業報酬額」の計算誤り	超過利潤計算書の「託送供給関連部門事業報酬額」を算定する際に使用する託送供給関連部門事業報酬割合に、小口部門のみの割合を使用していた。	託送供給関連部門事業報酬割合は、大口・小口合計の割合を使用し、「託送供給関連部門事業報酬額」の計算を適正に行うべきである。なお、超過利潤計算が求められることとなった現行制度開始年度(平成25年度)の託送収支計算書まで遡った修正を要する。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1.(1)
104	同上	減少事業報酬額の計算誤り	超過利潤計算書を作成する際、直近料金改定時には算定していなかったにも拘わらず、減少事業報酬額を計上していた。	超過利潤計算書の作成において、直近料金改定時に算定していた場合のみ減少事業報酬額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1.(2)
105	同上	内部留保相当額管理表の還元義務額残高の算定誤り	内部留保相当額管理表の還元義務額残高の算定に際し、経営効率化比率の算定式中の「直近の当期乖離額累積額の当期超過利潤累積額に占める割合」に100分の50を乗じて得た額とすべきところを誤って算定していた。	経営効率化比率の算定は、省令に規定された算定方法にもとづいて適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 4.(3)
106	同上	内部留保相当額管理表の「前期末内部留保相当額」の記載誤り	内部留保相当額管理表の「前期末内部留保相当額」は、前年度の内部留保相当額管理表における「当期内部留保相当額」の数値を転記すべきところ、誤った数値を記載していた。	前年度の内部留保相当額管理表における「当期内部留保相当額」の数値を転記すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 4.(1)
107~110	同上	託送資産の算定誤り	託送資産の算定において、毎事業年度決算確定値をもとに、項目毎に期首期末平均又は期央残高の額で算定すべきところ、期末残高の額で算定していた(4事業者)。	託送資産は、毎事業年度決算確定値をもとに、項目毎に期首期末平均又は期央残高の額によって算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 託送資産の算定方法 2.
111	同上	同上	託送資産の算定において、毎事業年度決算確定値をもとに、項目毎に期首期末平均又は期央残高の額で算定すべきところ、「建設仮勘定」について期末残高の額で算定していた。	同上	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 託送資産の算定方法 2.
112	同上	同上	託送資産の算定において、毎事業年度決算確定値をもとに、項目毎に期首期末平均又は期央残高の額で算定すべきところ、「長期前払費用」のみ期末簿価で算定していた。	同上	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 託送資産の算定方法 2.
113	同上	同上	託送資産の算定において、毎事業年度決算確定値をもとに、項目毎に期首期末平均又は期央残高の額で算定すべきところ、全項目について帳簿価額ではなく取得原価の期首期末平均の額で算定していた。	同上	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 託送資産の算定方法 2.
114	同上	同上	託送資産の算定において、運転資本を営業費等(減価償却費、固定資産除却損等を除く。)の合計額の1.5月分とすることになっているが、一般管理費の控除項目(減価償却費、固定資産除却損)を控除しないまま算定していた。	託送資産の運転資本の算定は、営業費等(減価償却費、固定資産除却損等を除く。)の合計額の1.5月分とすることになっているため、一般管理費の控除項目(減価償却費、固定資産除却損)を控除した上で、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 託送資産の算定方法 2.
115	同上	本支管投資額の算定誤り	本支管投資額の算定において、直近5年間(平成24~28年度)の実績額を記載しその実績額に基づき算定すべきところ、平成25~28年度の実績額と平成29年度の実績見込額を記載し、その記載した額で算定していた。	本支管投資額の算定は、省令別表第2の規定に基づき、直近5年間の実績額を記載しその実績額に基づき算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 本支管投資額の算定方法
116,117	同上	導管投資額の算定誤り	供給計画様式第12に掲げる導管に係る投資額の算定において、高圧及び中圧のものに限って算定すべきところ、低圧のものを含めて算定していた(2事業者)。	供給計画様式第12に掲げる導管に係る投資額は、省令別表第3の3の規定に基づき、高圧及び中圧のものに限って算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 3.
118	同上	託送資産の算定に適用する機能別配賦係数の計算誤り	託送資産の算定に適用する機能別配賦係数の計算において、「需要家共通」分を直課分に合算するのを失念していた。	託送資産の算定に適用する機能別配賦係数の計算においては、規則に基づき、適正に計算すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 託送資産の算定方法
119	同上	託送資産明細書の運転資本の算出過程の数値に過年度の数値を誤使用	託送資産明細書における運転資本の算出過程において、営業費等(減価償却費、固定資産除却損を除く)の合計額の算定の際、控除する一般管理費の減価償却費について平成27年度決算の額を用いていたため、運転資本が誤って算定されていた。	適正な数値を用いて省令に規定された方法により運転資本を算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 託送資産の算定方法2
120	同上	託送資産明細書の「長期前払費用」の機能別配賦誤り	当年度(平成28年度)に新設したガバナーステーション工事(中圧A導管に係る工事)から生じた費用を長期前払費用として計上しているが、「供給販売部門管理(直課不能分)」に整理したうえで固定資産全体の機能別金額比をもって各機能に配賦されていた。	当該工事は「中圧A導管」に係る工事であることから、機能別配賦において「供給販売部門管理(直課不能分)」に整理するのではなく「中圧導管」へ直課すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 託送資産の算定方法 2.
121	同上	託送資産明細書の「設備勘定(有形)」の機能別配賦係数(人員比)の集計誤り	託送資産明細書の「設備勘定(有形)」を機能別配賦する際に、業務設備(販売)分の各機能(供給管・メータ~需要家共通)への配分に使用する配賦係数(人員比)について、当該配賦係数の元データとなる諸元が託送収支算定中に修正されたにも関わらず、当該修正を配賦係数値に反映させることを失念したため、適切な配賦係数での計算が行われていなかった。	託送資産明細書の「設備勘定(有形)」を機能別配賦する際の配賦係数(人員比)の集計誤りを見直したうえで、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 託送資産の算定方法 1.
122	同上	託送資産明細書の建設仮勘定額算定における業務設備(建物分)の配賦係数誤り	託送資産明細書の建設仮勘定額算定において、業務設備(建物分)を配賦する際に、事業者ルールの届出なく、省令とは異なる配賦基準(期末有形固定資産帳簿価額比)で配賦を行っていた。	省令に規定された配賦基準(直課した固定資産金額比)で配賦し、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 託送資産の算定方法 1.
123	同上	託送資産明細書の「運転資本」算定における控除項目(固定資産除却費(供給費及び販売費)の機能別配賦係数(人員比)の集計誤り	託送資産明細書の「運転資本」算定における控除項目(固定資産除却費(供給費及び販売費)を機能別配賦する際に使用する配賦係数(人員比)について、当該配賦係数の元データとなる諸元が託送収支算定中に修正されたにも関わらず、当該修正を配賦係数値に反映させることを失念したため、適切な配賦係数での計算が行われていなかった。	託送資産明細書の「運転資本」算定における控除項目(固定資産除却費(供給費及び販売費)を機能別配賦する際の配賦係数(人員比)の集計誤りを見直したうえで、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 託送資産の算定方法 2.

平成29年度ガス事業監査結果(本省及び経済産業局)

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
124	託送供給収支	託送資産明細書の「無形固定資産」の計上漏れ	託送供給収支の算定において、会計ソフトウェアについては、供給販売費のうちの減価償却費の対象として費用計上しているが、託送資産明細書には「無形固定資産 0円」と記載されていた。	平成28年度内に取得した会計ソフトウェアを年度内に全額費用処理した場合であっても、託送資産明細書には無形固定資産の取得額、減価償却費相当額及び期末残高を明記すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 託送資産の算定方法 2.
125	同上	託送収支計算書の公表の怠り	託送収支計算書等について、営業所等、公衆の見やすい箇所への掲示等による公表を行っていなかった。	託送収支計算書等については、規則に基づき、営業所、事業所その他の事業場において、公衆の見やすい箇所への掲示その他の適切な方法により公表すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第8条第3項
126	同上	託送収支計算書について	託送収支計算書を作成する過程で数値の入力ミスがあり、結果として託送収支計算書に記載してある数値が誤っていた。	託送収支計算書の誤記について速やかに修正し、公表すること。	ガス事業法第53条第1項、第2項、ガス事業託送供給収支計算規則第3条、第8条

(注) 経済産業大臣への報告に当たっては、本省・局名及び事業者名を追記して報告する。